

Z-76-D 〔第一問〕 答 案 用 紙

(法人税法)

問 1 (1)

〔A社の税務上の処理と法的理由〕
法人税法においては、資産の譲渡は時価で行われたものとして所得の金額を計算するため、時価
(100,000,000 円) と比して低い金額 (40,000,000 円) による譲渡が行われた場合には、時価と対価との差
額 (60,000,000 円) のうち実質的に贈与をしたと認められる金額を寄附金の額として取扱う。②
1 寄附金の損金不算入 (法 37①) ②
内国法人が支出した寄附金の額の合計額のうち、一般寄附金の損金算入限度額を超える部分の金額は、
のあるものを除き、その事業年度の収益に係る原価の額その他の額とする。
2 寄附金の額 (法 37⑦) ②
寄附金の額は、寄附金、拠出金、見舞金その他いずれの名義をもってするかを問わず、内国法人が金銭
その他の資産又は経済的利益の贈与又は無償の供与 (広告宣伝費、見本品費、交際費、接待費及び福利厚
生費とされるものを除く。) をした場合におけるその金銭の額若しくは金銭以外の資産のその贈与時にお
ける価額又はその経済的利益のその供与時の価額によるものとする。
3 低額譲渡等 (法 37⑧) ②
内国法人が資産の譲渡をした場合において、その対価の額がその時における価額に比して低いときは、
その対価の額とその価額のとの差額のうち実質的に贈与をしたと認められる金額は、寄附金の額に含ま
れるものとする。
〔B社の税務上の処理と法的理由〕
時価 (100,000,000 円) と比して低い金額 (40,000,000 円) で資産 (土地) を譲り受けた場合には、時価
による譲渡を受けたものとして、時価と対価との差額 (60,000,000 円) について受贈益を認識する。②
1 益金の額 (法 22②) ②
内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上その事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定め
のあるものを除き、無償による資産の譲受けその他の取引で資本取引等以外のものに係るその事業年度の
収益の額とする。
2 資産の取得価額 (令 54①六)
資産の取得価額は、その取得時における取得のために通常要する価額とする。

問 1 (2)

① Xが個人株主である場合
～A社の取扱い～
[税務上の処理]
(1)と同様土地の低額譲渡であるが、完全支配関係があるC社に対する譲渡損益調整資産の譲渡に該当するため、(1)の時価差額 60,000,000 円及び譲渡益（簿価と対価の差額）10,000,000 円の合計額 70,000,000 円について、譲渡利益の繰り延べを行う。②
[必要となる手続き]
譲渡した土地が譲渡損益調整資産である旨をC社に対して通知する。① また、下記4の適用を受ける場合には、確定申告書に明細書を添付しなければならない。
[法的理由]
1 益金の額（法 22②）～(1)と同じ。
2 損金の額（法 22③）②
内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上その事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めのあるものを除き、その事業年度の収益に係る原価の額その他の額とする。
3 完全支配関係（法 2 十二の七の六）②
一の者が法人の発行済株式等の全部を直接若しくは間接に保有する関係として一定の関係（「当事者間の完全支配の関係」という。）又は一の者との間に当事者間の完全支配関係がある法人相互の関係をいう。
4 完全支配関係がある法人に対する譲渡損益調整資産の譲渡（法 61 の 11①）②
内国法人がその有する譲渡損益調整資産を他の内国法人（その内国法人と完全支配関係がある法人に限る。）に譲渡した場合には、その譲渡利益額相当額は、その事業年度の損金の額に算入する。
～C社の取扱い～
[税務上の処理]
(1)のB社と同様。
[必要となる手続き]
譲渡を受けた土地を譲渡した等の譲渡損益調整勘定の「戻入事由」が生じた場合には、その旨及びその生じた日をA社に通知する。①
(次ページへ続く)

問 1 (2) (続き)

② Xが法人株主である場合
～A社の取扱い～
[税務上の処理]
①と同様であるが、「法人による完全支配関係」となるため、寄付金の額（時価差額 60,000,000 円）全額が損金不算入となる。❶
[必要となる手続き] ①と同様。
[法的理由] 下記以外は①と同様。
1 完全支配関係がある法人に対する寄附金（法 37②）❷
内国法人が完全支配関係（法人による完全支配関係に限る。）がある他の内国法人に対して支出した寄付金の額は、各事業年度の損金の額に算入しない。
～C社の取扱い～
[税務上の処理]
①と同様であるが、「法人による完全支配関係」となるため、受贈益の額全額が益金不算入となる。❶
[必要となる手続き] ①と同様。
[法的理由] 下記以外は①と同様。
1 完全支配関係がある場合の受贈益（法 25 の 2 ①）❷
内国法人が完全支配関係（法人による完全支配関係に限る。）がある他の内国法人から受けた受贈益の額は、各事業年度の益金の額に算入しない。

問 1 (3)

イ 「他の者」がA社の専務取締役 a の場合
[税務上の処理]
a は法人税法上の役員であり、a に対する「本件譲渡」は低額譲渡による経済的利益（60,000,000 円）の供与として役員給与に該当する。同額は、定期同額給与、事前確定届出給与、一定の業績連動給与のいずれにも該当しないため、損金不算入となる。❷
[法的理由]
1 定期同額給与等以外の給与（法 34①）❸
内国法人がその役員に対して支給する給与（退職給与で業績連動給与に該当しないものを除く。）のう

問 1 (3) (続き)

ち、次のいずれにも該当しないものの額は、各事業年度の損金の額に算入しない。
① 定期同額給与
② 事前確定届出給与
③ 一定の業績連動給与
2 役員給与の範囲 (法 34④) ❶
役員給与には、債務の免除による利益その他の経済的利益を含むものとする。
3 経済的利益 ❶
経済的利益は、役員等に対して資産を時価より低額で譲渡した場合における時価と譲渡価額との差額等をいう。
ロ 「他の者」が a の配偶者である A 社使用人 b の場合
[税務上の処理]
役員 の 配偶者である b は、A 社においては特殊関係使用人に該当するため、「本件譲渡」による経済的利益 (60,000,000 円) の供与は使用人給与として不相当に高額な部分の金額とされ、損金不算入となる。❷
[法的理由]
1 過大な使用人給与の損金不算入 (法 36) ❷
内国法人がその役員と特殊な関係にある使用人に対して支給する給与 (債務の免除による利益その他の経済的利益を含む。) の額のうち、不相当に高額な部分の金額は、各事業年度の損金の額に算入しない。
2 不相当に高額な部分の金額 (令 72 の 2) ❶
内国法人がその使用人に対して支給した給与の額が、その使用人の職務の内容、類似法人の支給状況等に照らし、その使用人の職務に対する対価として相当額を超える場合のその超える部分の金額とする。
(次ページへ続く)

(法人税法)

問 1 (3) (続き)

問 2

[課税関係]
事実関係より、A組合は法人格を持つ「管理組合法人」には該当せず、法人格を有しない団体としての組織を有し、代表者又は管理人の定めがあることから、「人格のない社団等」となる。
A組合が移動通信事業者Bに対してAマンションの屋上部分をアンテナ設置目的で賃貸することは、不動産貸付業として、法人税法上の「収益事業」に該当する。なお、区分所有者から管理費を徴収し、マンション管理に係る費用を支出する行為は、収益事業には該当しない。
人格のない社団等については収益事業課税とするため、A組合には建物賃貸借契約に基づく不動産貸付業から生じた所得に対する法人税が課される。この場合の適用税率は 23.2% (年 800 万円以下については 15% の軽減税率) となる。
事業年度については、A組合は規約において会計期間が定められていないため、収益事業開始に伴い納税地の所轄税務署長に会計期間の届出をするべきであるが、届出をしない場合には、その年の 1 月 1 日から 12 月 31 までの期間となる。
(次ページへ続く)

問2（続き）

経理にあたって税務上求められる株式会社とは異なる事項は、収益事業と非収益事業とを区分して経理することである。	
所轄税務署に対して行うべき株式会社とは異なる手続きは、収益事業が前提である株式会社については必要がない「収益事業開始等届出書」を、収益事業を開始した日（令和8年4月1日）以後2月以内に提出することである。	
[法的理由]	
1	法人税の納税義務者（法4①）
内国法人は法人税を納める義務がある。ただし、内国法人である公益法人等又は人格のない社団等については、収益事業を行う場合に限る。	
2	人格のない社団等の意義（法28）
法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。	
3	収益事業の意義（法23）
販売業、製造業その他一定の事業で、継続して事業場を設けて行われるものをいう。	
4	事業年度の意義（法13①）
(1) 法人の財産及び損益の計算の単位となる期間（会計期間）で、法令で定めるもの又は法人の定款、規約等に定めるものをいう。	
(2) 法令又は定款等に会計期間の定めがない場合には、納税地の所轄税務署長に届け出た会計期間又は納税地の所轄税務署長が指定した会計期間をいう（届出をすべき人格のない社団等がその届出をしない場合には、その年の1月1日から12月31日までの期間とする。）。	
5	税率（法66）
(1) 内国法人に対して課する各事業年度の所得の金額に対する法人税の額は、各事業年度の所得の金額に23.2%を乗じて計算した金額とする。	
(2) 中小法人等の各事業年度の所得の金額のうち年800万円以下の金額については、(1)にかかわらず、15%の税率とする。	
(3) (2)の中小法人等には、人格のない社団等が含まれる。	
6	収益事業開始届出書
人格のない社団等が新たに収益事業を開始した場合には、その開始の日から2月以内に収益事業開始届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。	

Z-76-D 〔第二問〕 答 案 用 紙

(法人税法)

問 1

【資料 1】

加算・減算	項 目	総 額	留 保	社外流出
加算	損金経理法人税等	5,662,500 円	5,662,500 円①	
加算	損金経理住民税	677,800 円	677,800 円①	
加算	損金経理納税充当金	31,925,400 円	31,925,400 円①	
加算	損金経理附帯税等	2,700 円		2,700 円①
加算	損金経理罰金等	12,000 円		12,000 円①
加算	未払不動産取得税否認	2,560,600 円	2,560,600 円①	
減算	納税充当金から支出した 事業税等の額	3,018,000 円	3,018,000 円①	
計 算 過 程				
事業税は、申告時に損金算入されるため調整不要。① 土地に係る登録免許税は、取得価額に算入せず、損金算入できるため調整不要。① 固定資産税（延滞金を除く。）は賦課決定時に損金算入されるため調整不要。①				

【資料 2】

加算・減算	項 目	総 額	留 保	社外流出
加算	一括償却資産損金算入限度超 過額	250,000 円	250,000 円①	
計 算 過 程				
(機械装置 A) 修繕費とは固定資産本来の用途及び用法を前提として通常行われる維持、補修の費用であって、機械装置 A の 補修整備費用はその固定資産の価値を高めたり、耐久性を増すものではないため損金算入。①				

(法人税法)

【資料 2】(続き)

計 算 過 程	
(器具備品 B の 21 台と器具備品 C)	
(1)	$125,000 \leq 400,000、(350,000 + 25,000) < 400,000$
(2)	$(125,000 \times 21 \text{ 台} + 350,000 + 25,000) \leq 3,000,000 \times \frac{12}{12}$ ①
∴ 中小企業者等の少額減価償却資産の特例の適用があり、損金算入。	
(器具備品 B の 3 台分)	
(1) 損金算入限度額	$125,000 \times 3 \times \frac{12}{36} = 125,000$
(2) 損金算入超過額	$125,000 \times 3 - (1) = 250,000$

【資料 3】

加算・減算	項 目	総 額	留 保	社外流出
加算	みなし配当計上もれ	3,585,600 円	3,585,600 円①	
加算	法人税額から控除される 所得税額	473,141 円		473,141 円①
減算	G 社株式譲渡損計上もれ	1,803,600 円	1,803,600 円①	
減算	受取配当等の益金不算入額	24,730,926 円		24,730,926 円①
計 算 過 程				
(E 社株式)				
令和 8 年 4 月 30 日現在の保有割合は $\frac{8,000 \text{ 株}}{500,000 \text{ 株}} = 1.6\% \leq 5\%$ ①				
∴ 非支配目的株式等に該当。				
(次ページへ続く)				

【資料 3】(続き)

計 算 過 程

(F 社株式)

令和 8 年 3 月 31 日の保有割合は 40%であり、 $\frac{1}{3}$ 超であるが、6 月以上継続し所有していないため、その他株式等に該当する。❶

(G 社株式)

(1) 交付金銭等 10,800,000

(2) 資本金等 $120,000,000 \times 0.167^* = 20,040,000 \leq 30,000,000$

$$* \frac{30,000,000}{180,000,000} = 0.1666 \rightarrow 0.167 \quad \text{❶}$$

$$20,040,000 \times \frac{18,000}{50,000} = 7,214,400$$

(3) みなし配当 ①－②＝3,585,600 →みなし配当計上もれ 3,585,600

(受取配当等の益金不算入)

(1) 受取配当等の額

① 完全子法人株式等	20,000,000
② 関連法人株式等	3,585,600
③ その他株式等	1,200,000
④ 非支配目的株式等	$3,800,000 - 356,250^* = 3,433,750$

$$* (イ) \quad 2,000 \text{ 株} \times \frac{8,000 \text{ 株} \times \frac{3,000 \text{ 株}}{8,000 \text{ 株}}}{8,000 \text{ 株}} = 750 \text{ 株}$$

$$(ロ) \quad \frac{3,800,000}{8,000 \text{ 株}} \times (イ) = 356,250 \quad \text{❶}$$

(2) 控除負債利子

- ① $3,585,600 \times 4\% = 143,424$
 ② $(4,452,300 + 250,000) \times 10\% = 470,230$
 ③ ① < ② $\therefore 143,424$ ❶

(3) 益金不算入額

$$20,000,000 + (3,585,600 - 143,424) + 1,200,000 \times 50\% + 3,433,750 \times 20\% = 24,730,926$$

(G 社株式譲渡損)

- (1) 譲渡対価 $10,800,000 - 3,585,600 = 7,214,400$
 (2) 譲渡原価 $54,000,000 \times 0.167 = 9,018,110$
 (3) (1)－(2)＝△1,803,600

(法人税法)

【資料 3】(続き)

計 算 過 程	
(法人税額から控除される所得税額)	
(1) 原則法	$581,970 \times \frac{5,000}{8,000} + 581,970 \times \frac{3,000}{8,000} \times \frac{1}{12} (0.084) = 382,063$ ①
(2) 簡便法	$(5,000 + 3,000 \times \frac{1}{2}) \div 8,000 = 0.8125 \rightarrow 0.813$ $581,970 \times 0.813 = 473,141$
(3) (1)<(2)	$\therefore 473,141$

【資料 4】

加算・減算	項 目	総 額	留 保	社外流出
加算	個別評価貸倒引当金繰入超過額 (H社)	3,000,000 円	3,000,000 円①	
減算	個別評価貸倒引当金繰入超過額認容 (H社)	5,000,000 円	5,000,000 円①	
加算	貸倒損失否認 (J社)	130,000 円	130,000 円①	
加算	一括評価貸倒引当金繰入超過額	5,286,160 円	5,286,160 円①	
計 算 過 程				
(H社)				
(1) 当期分				
① 限度額 $36,000,000 - 12,000,000 - 2,000,000 = 12,000,000$				
② 超過額 $15,000,000 - ① = 3,000,000$				
(2) 前期分				
① 限度額 $50,000,000 - 8,000,000 - 18,000,000 - 12,000,000 = 12,000,000$				
② 超過額 $17,000,000 - ① = 5,000,000$ (当期に認容)				

4 計 算 過 程

(I 社)

電子記録債権の支払不能通知は2回目でないため、個別評価金銭債権に該当しない。❶

前期の一括評価金銭債権については繰入限度額の範囲内での損金算入であるため、調整なし。❶

(一括評価金銭債権)

(1) 一括評価金銭債権の額

$$759,353,000 + 145,750,000 + (4,008,000 - 358,000 - 150,000) + 130,000 - 65,333,000 = 843,400,000 \text{ ❶}$$

(2) 実質的に債権とみられないものの額

① 原則法	F 社	750,000
	I 社	$2,000,000 + 420,000 = 2,400,000$
	借地人受入敷金	1,000,000
	合計	4,170,000

$$\text{② 簡便法 } 843,400,000 \times 0.005 = 4,217,000 \text{ ❶}$$

$$\text{③ } \text{①} < \text{②} \therefore 4,170,000$$

(3) $(1) - (2) = 839,230,000$

(4) 繰入

① 貸倒実績率

$$\frac{(335,000 + 502,000 + 8,765,000 + 12,000,000) \times \frac{12}{36}}{(866,774,000 + 490,000 + 921,823,000 + 703,000 + 990,000 + 978,256,000) \div 3}$$

$$= 0.0078012 \rightarrow 0.0079 \text{ ❶}$$

$$843,400,000 \times 0.0079 = 6,662,860$$

② 法定繰入率

$$(843,400,000 - 4,170,000) \times \frac{8}{1,000} \text{ ❶} = 6,713,840$$

$$\text{③ } \text{①} < \text{②} \therefore 6,713,840$$

(5) 繰入超過額

$$12,000,000 - (4) = 5,286,160$$

(法人税法)

【資料 5】

加算・減算	項 目	総 額	留 保	社外流出
加算	交際費等の損金不算入額	2,600,000 円		2,600,000 円①
加算	繰延資産償却超過額	578,125 円	578,125 円①	
加算	土地計上もれ	500,000 円	500,000 円①	
減算	原価算入交際費等	122,641 円	122,641 円①	
計 算 過 程				
(1) 中元・歳暮の贈答費用 交際費に該当 (2) 見本品の提供費用 販売促進費に該当 (3) 広告宣伝費用 繰延資産に該当 (4) 懇親会費用 一人当たり 10,000 円、かつ、社内飲食費に非該当 ∴交際費に該当せず① (5) 飲食費 一人当たり 125,000 円 ∴交際費に該当 (6) 繰延資産 耐用年数 6 年 $\times \frac{7}{10} = 4.2$ 年 ∴ 4 年 ① ① 限度額 $750,000 \times \frac{11}{48} = 171,875$ ② 超過額 $750,000 - ① = 578,125$ (7) 交際費等 ① 支出交際費等の額 $12,300,000 - 800,000 - 750,000 - 150,000 = 10,600,000$ ② 接待飲食費損金算入基準額 $9,300,000 \times 50\% = 4,650,000$ ① ③ 定額控除限度額 $8,000,000 \times \frac{12}{12} = 8,000,000$ ④ 損金算入限度額 ② < ③ ∴ 8,000,000 ⑤ 損金不算入額 ① - ④ = 2,600,000 (8) 原価算入交際費等 $2,600,000 \times \frac{500,000}{10,600,000} = 122,641$				

問 2

番号	項 目	金 額	計 算 過 程
	一月分の家賃の損金算入 権利金の償却費	1,000,000 円❶ 83,333 円❶	1 年分の家賃 12,000,000 円は、短期前払費用には該当しない。 令和 9 年 3 月分の家賃のみ損金算入 権利金は更新時に権利金の支払いを要するため繰延資産に該当。償却期間は 3 年 $1,000,000 \times \frac{3}{36} = 83,333$
	支払家賃	1,009,800 円❶	通常契約に係る総額と無償期間を考慮した金額との差額が総額の 20% 以下、 無償期間 3 月が当期の賃借機関の月数の 50% 以下であることにより、課税上弊害がないため、按分処理可能。❶ $4,039,200 \div 36 \times 9 = 1,009,800$
	支払家賃	720,000 円❶	常契約に係る総額と無償期間を考慮した金額との差額が総額の 20% 超、 無償期間 6 月が当期の賃借機関の月数の 50% 超であることにより、課税上弊害があるため、按分処理不可。❶ $6,480,000 \div 18 \times 2 = 720,000$ 円
	リース資産の償却費	1,320,000 円❶	$4,400,000 \times \frac{12}{40} = 1,320,000$ 残価保証額を控除せず、期首帳簿価額を取得価額とみなす。❶
	機械装置 Y の償却費 リース料のうち利息相当分	10,240,00 円❶ 2,400,000 円❶	セール&リースバック取引で実質的に金銭の貸借であると認められるため、譲渡はなかったものとし、売却代金 48,000,000 円は借入金として処理。 機械装置 Y の償却を継続する。 ① 償却費 $51,200,000 \times 0.200 = 10,240,000$ ② 利息相当分 $(67,200,000 - 48,000,000) \times \frac{12}{96}$ $= 2,400,000$

法人税法【総評】

〔第一問〕

問 1 に 40 点、問 2 に 10 点の配点が明らかにされている。いずれも事例問題であるが、問 1 は資産の低額譲渡があった場合において、譲渡先が第三者、グループ法人並びに役員及び特殊関係使用人であるときの、それぞれの取扱いを問われている。問 2 は「質疑応答事例」からの出題である。(A 組合＝人格のない社団等) の判断ができた上で解答することになるため、難問であったといえる。

また、いずれの問も「…法的な理由も付して答えなさい。」といった解答要求であり、このような問題に対しては根拠規定を記述するだけでは求められる答案にはならない。理想的には「数値を当てはめた取扱い＋規定」といった答案が望ましいが、時間的な制約があるため、規定を省略したとしても正しい取扱いを記述できれば充分得点できるものと考えられる。

問 1 (40 点)

- (1) 資本関係のない法人に対する土地の低額譲渡の取扱い

法 22 及び法 37 (寄附金) に基づく取扱いを、金額を当てはめて説明できるとよい。

- (2) グループ法人間の譲渡損益調整資産の譲渡の取扱い

問題文に「①株主が個人である場合、②株主が法人である場合に場合分けして各社の取扱いを説明すること」とあるため、答案の作り方が難しかった。法 37②《完全支配関係法人に対する寄附金》及び法 25 の 2 ①《完全支配関係がある場合の受贈益》の適用は「法人による完全支配関係」がある場合に限られることを理解しているかを問われた問題であった。

- (3) 役員及び特殊関係使用人に対する低額譲渡の取扱い

専務 a に対する譲渡は、法 34①《定期同額給与等以外の役員給与の損金不算入》の取扱いで、解答しやすかったと思われる。a の妻 b が特殊関係使用人に該当する判断ができれば、こちらも対処できたはずである。

問 2 (10 点)

問題文にあった「管理組合法人に該当しない…」により、A 組合は「人格のない社団等」であるという判断ができたかどうかが解答の前提となっている。その上で、納税義務、収益事業、税率、事業年度、また、株式会社とは異なる処理や手続きを問われているため、完答するのは困難であったと思われる。

問 1 では、規定も記述して 40 分以上程度の時間をかけるならば 30 点以上、30 分以内で取扱いを中心に記述しその分を計算に回す戦略であるならば 20 点以上を得点したい。

問 2 は時間をかけず、取扱いを簡潔に記述して 3 ～ 5 点を得点したい。

〔第二問〕

ここ数年の出題傾向を踏襲した問題であり、基本論点からの出題が中心であったが、問題文の読み取りなどにおいて注意を要する箇所が多い問題であった。問題の分量は、直近の本試験問題と比して過不足ない程度（つまり 70 分強を要する）と思われる。また、問題文に「税務上調整すべき金額がない場合には、その旨及びその理由を該当する計算過程欄に記載すること。」とあることから、答案には必要なコメントを記述することを求められていたはずである。模範解答ではコメントに多めの配点をしてある。

解答戦略としては、理論 45 分計算 75 分程度の時間配分が適当であっただろう。

時間配分に留意し、【資料 1】【資料 2】は取りこぼしを少なく、【資料 3】【資料 4】【資料 5】は計算過程とコメントの記入で満遍なく得点する必要がある。問 2 については、目新しい論点が含まれており、フリーレント及びセールアンドリースバックは得点できなくても問題ない。30 点近くの得点をしたい。

	ボーダーライン	合格確実ライン	合計
理論	26 点／50 点	34 点／50 点	ボーダーライン：53 点
計算	27 点／50 点	37 点／50 点	合格確実ライン：71 点